

第1条（名称）本団体は「DPI 女性障害者ネットワーク」と称する。

第2条（所在地）本団体の連絡先は、〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-1
1-8 武蔵野ビル5F 特定非営利活動法人 DPI 日本国会議 気付とする。

第3条（目的）本団体は、そのネットワーク機能を通じて、障害種別を越えて障害のある女性に関する情報の収集、提供、交換をし、これらを通じて障害のある女性をエンパワメントし、障害の有無を越えて、障害のある女性個々人の独立と尊厳が尊ばれ人権が守られる社会の実現をめざす。

第4条（活動内容）本団体は、前条の目的を達するために以下のような活動を行う。

1. 障害のある女性に関する国内外の調査と情報収集
2. 障害のある女性に関する国内および国連等でのロビー活動および政策提言
3. 障害のある女性に関する広報、講座等の開催
4. 障害のある女性に対するエンパワメント活動
5. ネットワーキング（マーリングリスト運営など）
6. 定例会議（おおむね月一回）
7. 総会（おおむね年一回）
8. その他前条の目的を達するのに必要とされる活動

第5条（会員）本団体の会員は、目的（第3条）を共有し、活動（第4条）に賛同し、会費を納める女性（性は自認に基づく）とする。

第6条

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 代表 1名 本会を代表し会務を統轄する。
 - (2) 副代表 若干名 代表を補佐する。
 - (3) 会計 1名 会計事務を行う。
 - (4) 監査 若干名 監査事務を行う。
2. 代表および役員の過半数は障害女性当事者とする。

第7条 役員は総会において選出し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 通常、総会は年1回開催し、次の事項を審議・決定する。

総会は、会員の出席者と委任状提出者の合計が会員の過半数を超えると成立する。

- (1) 活動方針と総括
- (2) 予算と決算
- (3) 役員選出
- (4) 規約の改廃

本規約の改廃は、総会において会員（出席者および委任状提出者）の合計の過半数の賛成で成立する。

- (5) その他の事項

第9条 次の場合に臨時総会を開くことができる。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 5分の1以上の会員の要求があったとき
- (3) その他

第10条（財政）

1. 本団体の財政は、会費、寄付金等によってこれを賄う。会計年度は1月1日から12月31日までとする。会費は年間1口千円を単位として、会員は任意の口数を納める。

2. 会費を1年間滞納した場合には、会計から督促するものとする。

1カ月以内に連絡なく会費の納入がない場合には、会員継続の意思がないものとみなし、退会の手続きをとる。

3. 本団体の資産は、第4条に掲げる活動に関する資産のみとし、利益を本団体の会員に分配しない。

第11条（運営）本団体の活動に関する日常的な業務は代表の指揮のもとに、会員によって行われる。

第12条（解散）本団体は、次に掲げる事由により解散する。

- 1. 総会による決議
- 2. 目的とする活動の成功的不能
- 3. 本団体が解散した時に残存する資産は、障害をもつ女性へのエンパワメント活動を行う非営利活動団体に譲渡するものとし、本団体の会員に分配しない。

団体の設立年月日 1986年9月13日

規約最終改定 2017年8月14日